

## 今冬の大雪等による農業被害緊急対策パッケージについて

### 1 趣旨

今冬は度重なる豪雪や暴風雪に見舞われており、樹園地における枝折れ、パイプハウス等の損壊をはじめとする農業被害が拡大し、被災農業者の営農意欲の低下、ひいては農業生産の減退が懸念されることから、令和2年12月25日付けで発動した県単独災害対策事業等の従来の支援策に加え、市町村と連携・協調した「今冬の大雪等による農業被害緊急対策パッケージ」を新たに講じる。これらの対策により、被災農業者の営農意欲の低下を防止し、農業生産の維持向上を図る。

### 2 緊急対策パッケージの内容

#### (1) 山形県農林水産物等災害対策事業

損壊したパイプハウス等の撤去や耐用年数経過後のパイプハウス等の復旧を支援

##### ○内容

##### ① パイプハウス・果樹棚の復旧等

ア **損壊物撤去【追加発動分】(補助率：県 1/10、市町村 1/10、J A 1/10)**

イ 復旧(耐用年数内)【既発動分】(補助率：県 1/3、市町村 1/6、J A 任意)

ウ **復旧(耐用年数外)【追加発動分】(補助率：県 1/10、市町村 1/10、J A 1/10)**

② 農薬の購入【既発動分】(補助率：県 1/3、市町村 1/6、J A 任意)

③ 補植用苗木の購入【既発動分】(補助率：県 1/2、市町村 1/4、J A 任意)

④ 融雪剤の購入【既発動分】(補助率：県 1/4、市町村 1/12、J A 任意)

##### ○実施主体

農業協同組合、農業法人、農業者等

#### (2) **強い農業・担い手づくり総合支援交付金【追加発動分】**

被災した地域の担い手が、被災した農業用ハウス等の再建・修繕等を行い、農業経営の改善に取り組む場合に経費を助成(被災施設の撤去を併せて行う場合は、当該撤去も含む)

##### ○内容

助成対象者：適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等

助成の内容：

ア 農業用ハウス(パイプハウス)の撤去・再建・修繕(補助率：国 園芸施設共済加入者は共済金の国費相当額を併せて1/2相当、園芸施設共済未加入者は1/10~3/10)

イ 農業用ハウス(パイプハウス)の補強(補助率：国 3/10)

ウ 農業用機械の修繕・再取得(補助率：国 3/10)

**※ 嵩上げ補助率(ア~ウ)：県 1/6、市町村 1/12**

##### ○事業実施主体

市町村

### (3) 農作業道除雪緊急支援事業【追加発動分】

樹園地における枝折れや果樹柵・パイプハウス倒壊等の被害の未然防止、被災農業用施設等の早期撤去・復旧等につなげるため、農作業道の除雪費用を緊急的に支援

#### ○内容

農作業道（管理組合等が管理するものに限る。）の除雪に要する費用（業者委託料、除雪機械リース料）（補助率：県 1/4、市町村 1/4、JA 1/4）

※ 市町村が管理する一般農道や、樹園地内等において農業者が単独で管理する通路は対象外とする。

※ 多面的機能支払交付金の活用が可能な地区については原則対象外とする。

#### ○実施主体

農業協同組合、農業法人、農業者の組織する団体、土地改良区

### (4) 山形県農林漁業天災対策資金及び山形県災害・経営安定対策資金【既発動分】

倒壊したパイプハウスの復旧や枝折れした果樹の防除、融雪遅延対策のために必要な資金を無利子で融通

#### ① 山形県農林漁業天災対策資金

○資金使途： 種苗、肥料、薬剤購入費、融雪剤購入費、資材購入費（パイプハウス等の簡易な施設の資材）等の運転資金

○貸付利率： 0.75%（県と市町村との利子補給により0.75%まで引き下げ。融資機関が0.75%引き下げて無利子で貸付。）

○償還期限： 3～6年（据置期間なし）

#### ② 山形県災害・経営安定対策資金

○資金使途： 農業用施設等の原状復帰費用

○貸付利率： （1）に同じ

○償還期限： 10年以内（うち据置期間3年以内）